

まごころ共済

自動車事故費用共済

自動車事故のもしものとき・・・

自賠償保険・任意保険だけで十分ですか？
「まごころ共済」は、ドライバーの方へ
ひとつ上の安心をお約束いたします。



まごころ共済とは？

もしものとき・・・お手頃な掛金でもうひとつの安心を！

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済のまごころ共済です。

◆ 補償内容（共済金額300万円契約の場合）

	負 傷 者 が	
	契約者側 の場合	相手側 の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に 死亡されたとき（1事故につき）	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円 までの実費を支給 ★契約者側にも過失のある場合（一時金として） 死亡臨時費用共済金 30万円
後遺障害共済金 （障害級別による）	12～300万円	12～300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて 1日最高18,000円	左記の日額により 合計300万円 までの実費を支給 ★契約者側にも過失のある場合（一時金として） （3日以上通院または入院で、1事故につき） 入通院臨時費用共済金 3万円 ※支払金額が3万円を超える場合は支払い限度 額内で3万円を差し引いた金額となります。
★ 対物担保特約 （1事故につき）	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が 2万円以上となったとき（共済期間内に1回）

※ この共済は基本契約に対物担保特約が自動付帯されています。

◎ 補償に関しては、負傷者が契約者側か相手側かによって支払い内容が異なります。

- 共済契約者側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは、共済契約所定の共済金額を全額お支払いします。
- 事故相手側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金請求事由が発生したときは、次の条件のとおり共済金をお支払いします。
 - ①『事故』は契約者側にも過失がある『人身事故』であること。
 - ②共済契約証書記載の『共済金額』を支払限度額とし、共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償します。経済的損失は、領収証または証拠書類によって確認された額となります。

◆ 共済掛金（共済金額300万円契約の場合）

No.	車種	ナンバー	年払	月払
1	自家用乗用自動車	300. 330. 500. 530. 33. 51~59	10,000円	1,000円
2	自家用軽乗用自動車	軽50~59	5,500円	550円
3	自家用普通	100. 130. 1. 11	17,500円	1,750円
4	貨物自動車		14,500円	1,450円
5	自家用小型貨物自動車	400. 430. 40~49	10,000円	1,000円
6	自家用軽貨物自動車	軽40~49	5,500円	550円

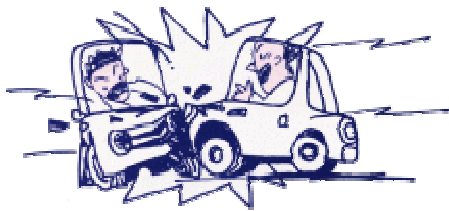
◆ まごころ共済では、こんな時にこんなお支払いをします・・・

例1 歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



* 相手が死亡した。
死亡事故共済金として、3,000,000円を支払い限度として実費（香典料・献花料等）を契約者にお支払い。

例2 出会い頭の事故を起こして



* 相手1名（運転者）が30日、自分が20日通院した。
* 相手の車両に20,000円以上の損害があった。
〈自分〉2,250円×20日=45,000円 定額払い
〈相手〉2,250円×30日=67,500円 67,500円を支払い限度として契約者が負担した実費（お見舞費用等）をお支払い。
〈対物〉30,000円 [契約者に支払い]

※ 支払い内容は、負傷者が契約者側か相手側かによって異なります。

例3 自損事故を起こして



* 電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
〈対物〉30,000円 [契約者に支払い]

※ 『対物共済金』が新設されました。

【お問い合わせは】

取扱団体

宮崎県学校生活協同組合

TEL 0120-29-6011

引受団体

宮崎県中小企業共済協同組合 《宮崎県火災共済協同組合内》

TEL 0985-24-1424